

富士河口湖町集中改革プラン

平成18年6月

富士河口湖町

I はじめに

国では、平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、平成17年3月29日に、総務省において「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（「新地方行革指針」）が策定されました。

この中で、市町村はこの指針に基づき、平成21年度までの具体的な取り組みを明示した計画「集中改革プラン」を公表することとなり、富士河口湖町では、「富士河口湖町集中改革プラン」を策定いたしました。

この集中改革プランで示されている項目は、①事務・事業の再編・整理、廃止・統合、②民間委託等の推進、③定員管理の適正化、④給与の適正化、⑤第三セクターの見直し、⑥経費節減等の財政効果、の6項目で町ではこの項目について、可能な限り目標の数値化や具体的な指標を用いていくこととにしています。

また、今後、このプランに掲げた目標を確実に達成できるよう努力するとともに、プランの進捗状況についても厳格に管理していきます。

II 富士河口湖町集中改革プランの内容

- (1) 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
- (2) 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）
- (3) 定員管理の適正化・
- (4) 給与の適正化
- (5) 第三セクターの見直し
- (6) 経費節減等の財政効果

III 計画期間

平成17年度から平成21年度までの5年間

1 事務事業の再編・整理・廃止・統合

事務事業の再編整理等を推進するために次の目標・検討を推進していきます。

● 平成11年度から平成16年度までの取組状況

- ・ 税の徴収対策として特別収納対策班を設置し徴収強化を図った。【財政実績 15 百万円】
- ・ 福祉センター職員について派遣職員を活用。【財政実績 1 百万円】
- ・ 3役等の特別職給料の削減。【財政実績 4 百万円】
- ・ 議員報酬の削減【財政実績 12 百万円】
- ・ 各種補助金削減【財政実績 17 百万円】

● 平成17年度より取組目標

No	事務事業名	所管課	取組内容	区分	目標年度					備考	
					17	18	19	20	21		
1	窓口時間延長	総合窓口課	役場総合窓口課・税務課では毎週水曜日1時間、窓口時間延長実施	見直し	○					▶	
2	職員評価制度	総務課	職員の意識改革と能力開発を推進していく	新規	試 行	実 施				▶	
3	昇給運用基準	総務課	職員の昇給基準の見直しを実施	見直し		実 施				▶	
4	機構改革	総務課	収入役を置かないこととし、その職は助役が兼掌	廃止	○						
5	機構改革	総務課	給食職員について派遣職員を活用	見直し	○						
6	例規集整備	総務課	町以外の例規集加除に関し新規に加除する部分について行わない（紙ベース）	縮小	○						
7	中央公民館主催事業	生涯学習課	主催事業に関しボランティアの活用、参加料を上げることにより事業費を抑える。	縮小		○					
8	西湖ロードレース事業	生涯学習課	参加者参加費で事業を行える見通しができたので、事業費を0円にする。	縮小	○	▶					
9	家庭用ごみ袋統一化	環境課	ゴミ袋の統一化をすることにより、景観面やカラスからの被害をさける	新規		○					
10	j p 都市農村交流推進協議会関東支部年会費	農林課	退会	廃止	○						
11	j p 都市農村交流推進協議会年会費	農林課	退会	廃止	○						
12	乳幼児健康診査	健康増進課	合併以前に富士河口湖町、上九一色村で個々に実施していた乳幼児健康検診を統合して実施することで、実施回数増加・歳出削減を図る	統合	○					▶	
13	生活習慣病検診	健康増進課	生活習慣病検診に伴う自己負担金が上九一色地区は無料あるいは、定額だったものを富士河口湖町に統合し検診料金の30%程度に統一しさらに、補助金該年齢に満たない39歳未満の受診者自己負担金を増額する	統合 見直し		○				▶	
14	I S O 9001 認証取得	企画課	住民満足度の更なる向上・職員意識改善を行う。	新規	検 討	実 施				▶	

②事務事業の再編・整理を行う際のスキーム

すべての事務事業について、住民にわかりやすい指標を用いて評価する。評価の過程では、議会・住民・外部評価制度を取り入れた第三者機関の意見を反映する。

評価結果に基づき事務事業の継続、廃止、拡充、縮小については、行政評価システム・ISO9001のツールを取り入れて、整理合理化をすすめる。実施にあたっては富士河口湖町行政改革推進委員会において調整を行い課長会議で事務事業の整理合理化を最終調整し意思決定を行う。

なお、行政評価システムの導入実施するまでは、富士河口湖町行政改革推進委員会及び課長会議等で検討調整を図っていく。

2 民間委託等の推進

○公の施設についての取組状況

☆平成16年度末時点における施設管理の状況

施設の種類	施設数	指定管理者制度導入済施設数	廃止	民営化等	その他	計
①レクリエーションスポーツ施設	25					
②産業振興施設	6					
③基盤施設	17	1 (富士ヶ嶺バイオセンター)				1
④文教施設	16					
⑤医療・社会福祉施設	24					
⑥その他施設	32					

☆平成17年度～21年度までの取組目標

施設の種類	施設数	取組件（施設）数				計
		指定管理者制度導入	廃止	民営化等	その他	
①レクリエーションスポーツ施設	25					
②産業振興施設	7	3				3
③基盤施設	17					
④文教施設	16	4				4
⑤医療・社会福祉施設	24	2				2
⑥その他施設	32					

● 指定管理者制度等導入内訳

② 産業振興施設

公の施設名称	所管課	取組内容	目標年度					備考
			17	18	19	20	21	
大石紬伝統工芸館	観光課	指定管理者制度導入		○				
河口湖ハーブ館	観光課	指定管理者制度導入		○				
河口湖自然生活館	農林課	指定管理者制度導入		○				

③ 文教施設

公の施設名称	所管課	取組内容	目標年度					備考
			17	18	19	20	21	
河口湖ミュージズ館	文化振興局	指定管理者制度導入		○				
河口湖美術館	文化振興局	指定管理者制度導入		○				
船津胎内フィールドセンター	生涯学習課	指定管理者制度導入		○				
河口湖創造の森オートキャンプ場	観光課	指定管理者制度導入		○				

⑤ 医療・社会福祉施設

公の施設名称	所管課	取組内容	目標年度					備考
			17	18	19	20	21	
河口湖ハーバル工房	福祉推進課	指定管理者制度導入		○				
富士河口湖町小立ふれあいこども館	福祉推進課	指定管理者制度導入		○				

○その他の事務の取組状況

事務事業の種類	所管課	取組内容	目標年度					備考
			17	18	19	20	21	
情報処理・庁内情報システム維持	企画課	・内部情報処理システムのアウトソーシングのあり方について検討	検討			▶		

『指定管理者制度…』

「公の施設」の管理委託については、これまでは公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体等に管理運営を委託する方式に限られていました。しかし、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するためには、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用するとともに、市民サービスの向上や行政コストの削減を図ることを目的として、平成15年6月に地方自治法が改正され、「指定管理者制度」が創設されました。

3 定員管理の適正化

1. 定員管理の数値目標（平成17年4月1日～平成22年4月1日）

①数値目標の基本的考え方

複雑多様化・高度化する行政需要の中、組織の一層の合理化に努め、簡素で効率的な体制のもと高い業績を上げることが求められている。そのため、合併により増員した職員の定員管理の適正化への取り組みを強化し、効果的・効率的な行政運営を推進していきます。

②数値目標達成のための具体的な手法

- ・柔軟かつ効率的に対応できる組織。機構の構築に努めます。
- ・ISO9001を認証取得し、職員の意識改革、事務事業の標準化、住民満足度の向上に努めます。
- ・民間委託、指定管理者制度の導入を推進します。
- ・これからの富士河口湖町を担う人材を計画的に確保するため、退職者数の推移をみながら新規採用職員数の平準化を図る。

・職員数年次計画（単位：人）

	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	合計
職員総数	262	249	252	244	243	233	-
上記のうち公営企業職員数（水道事業）	6	4	4	4	4	4	-
職員総数純減数	-	△13	3	△8	△1	△10	△29

●平成17年4月1日に対して平成22年4月1日の増減率は11.1%減少する。

●平成17年4月1日現在職員数262人から29人を減員して平成22年4月1日は233人体制にする。

・採用者数（単位：人）

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	合計
職員採用者数	4	4	3	3	3	16

・退職者数（単位：人）

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計
職員退職者数	17	1	11	4	13	46

●H17年度の退職者数は合併前の上九一色村職員を含む

4 給与の適正化

基本的考え方

給与制度については、国及び山梨県の勧告に準じて改正を行い、適正化に努めています。18年度からは、50年ぶりとなる給与構造改革が国で実施されていますが、当町もこれに準じて実施しています。能率給も導入し一層の給与制度の見直しを進めていく予定です。

○16年度末時点における状況

○17年度～21年度までの5年間の取組目標

項 目	実施状況	項 目	目標年次
昇給停止（55歳）	11年度実施済	給与構造改革	18年度
退職時予定特昇の廃止	12年度実施	昇給制度の見直し	18年度
特殊勤務手当の廃止	15年度実施	能率給の導入	18年度
手当数 11			
（ 税務手当、防疫等業務手当、行旅 死病人取扱手当、公金取扱手当 用地交渉業務手当、廃棄物等処理 業務手当、野犬捕獲等手当、身障 等護送業務手当、保育従事手当 有害薬品使用手当、ボイラー運転 手当			

○富士河口湖町※ラスパイレス指数は次のように推移します。

年度	富士河口湖町	旧河口湖町	旧勝山村	旧足和田村	旧上九一色村
平成15年度		93.4	92.6	90.0	91.0
平成16年度	90.3				93.0
平成17年度	90.3				93.1

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものです。（各年度4月1日現在）

5 第三セクターの見直し

第三セクターの見直しにあたって、法人の課題解決に向けて取り組むとともに、指定管理者制度の導入や町からの財政的の見直しなどを進める。

また、法人そのものの必要性・役割の再検討及び経営基盤の充実を強化するなど第三セクター全体の再編を進める。

※富士河口湖ふるさと振興財団

6 経費節減等の財政効果

1 財政計画

今後、厳しい財政運営が求められ、限られた財源の中で行政を運営していくため、より一層経費削減を進めることが必要である。

本町が、合併後目指す将来像の実現のため過去の実績や合併による体制の変化を勘案して平成21年度までの財政運営が圧迫されることのないよう計画しています。

(百万円)

歳入	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21
地方税	3,640	3,792	3,950	3,971	3,938
地方交付税	2,021	1,941	1,982	2,113	2,113
国・県支出金	1,139	1,615	1,476	1,326	1,126
繰入金	664	420	580	580	580
町債	2,159	3,235	1,990	1,626	1,120
その他	1,317	1,627	1,549	1,549	1,552
歳入合計	10,940	12,630	11,527	11,165	10,429

歳出	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21
人件費	2,049	1,836	1,776	1,764	1,683
物件費	1,756	1,698	1,698	1,698	1,698
扶助費	494	498	509	520	531
補助費等	1,429	1,569	1,570	1,570	1,570
公債費	1,064	1,184	1,375	1,451	1,514
繰出金	1,047	932	932	932	932
投資的経費	2,664	4,347	3,101	2,664	1,935
その他	437	566	566	566	566
歳出合計	10,940	12,630	11,527	11,165	10,429

2 財政効果（目標）

〈歳入関係〉

①税の徴収対策 【財政効果額（目標） 40百万円程度】

〈歳出関係〉

①人件費（定員管理適正化による削減）

人件費については、合併後の退職者の補充を制御することにより、H21年度までに30人の削減が見込まれる。 【財政効果額（目標） 257百万円程度】

②物件費

物件費については、合併により義務的経費の増加が見込まれるが、平成18年度の水準を維持することに努める。 【財政効果額（目標） 6百万円程度】

③補助費等

補助費については、合併により増加が見込まれるが、平成18年度水準を維持することに努める。 【財政効果額（目標） 7百万円程度】